酪農学園大学授業料免除規程

1986年4月1日
規程 1986-1号
（最終）2020年4月1日
改正規程 2020-11 号

（目的）
第1条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。

（資格）
第2条　授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。
(1) 死亡又は生別した場合
(2) 失職した場合
(3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
(4) 火災、風水害等の災害を受けた場合

（申請）
第3条　授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。
(1) 授業料免除申請書
(2) 学業成績証明書
(3) 家庭調書及び資力調書
(4) その他、本学が必要とする証明書

（提出期限）
第4条　授業料免除関係書類は、原則として前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。

（免除期間）
第5条　授業料免除期間は、1年間とする。

（審議）
第6条　授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）で行う。

（選考）
第7条　授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。
2　選考に関する必要な事項は、別に定める。

（決定通知）
第８条　授業料免除学生は、評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。

（資格の取消）
第９条　学則第 40 条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することがある。

（事務局）
第 10 条　授業料免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改廃）
第 11 条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則
この規程は、1986（昭和 61）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、1988（昭和 63）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、1989（平成元）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、1992（平成４）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、1995（平成７）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、1998（平成 10）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、2001（平成 13）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、2002（平成 14）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、2007（平成 19）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、2008（平成 20）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、2012（平成 24）年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、2015（平成 27）年４月１日から施行する。
附　則（2018 年 10 月 1 日改正規程 2018-51 号）
この規程は、2018(平成 30)年 10 月１日から施行する。
附　則（2020 年４月 1 日改正規程 2020-11 号）
この規程は、2020 年４月１日から施行する。